2019年10月1日 消費税改定に伴う運賃改定

定期券(IC・紙式)の取扱いについて

いつも東武バスをご利用ただきまして誠にありがとうございます。

2019年10月1日より消費税率引き上げに伴う運賃改定による、定期券の取扱いについてご案内いたします。

◎IC定期券の取扱いについて

改定後(10月1日)より、乗車区間運賃(IC運賃)が、定期券の片道運賃額を超える場合、**差額をSF残額から**

自動的に頂戴いたします。

【例】運賃改定前に購入した、片道運賃230円のIC定期券をお持ちの場合

※230円区間の改定後運賃は、IC231円・現金240円

「乗車区間の改定後片道運賃**231円**-IC定期券の片道運賃額**230円**= 1 と をSF残額から自動的に引去ります。

◎IC定期券の発売について(新規・継続)

- 〇改定前170円~220円までのIC定期券をお持ちのお客様は、10月1日以降、現金片道運賃額の変更ございませんので、「継続」でご購入いただけます。
- 〇改定前230円以上のIC定期券をお持ちのお客様は、10月1日以降、現金片道運額が変更となりますので、<u>新片道運賃でのIC定期券をお買い求めなおしいただく場合についてのみ、</u>有効期間のあるIC定期券を一度払戻した後、有効期間開始日の7日前より「新規」でお買い求めいただくことが出来ます。
 - ※払戻し額につきましては、改定前のIC定期券運賃を日割り計算および無手数料にて算出いたします。

払戻し計算式⇒定期券運賃×残りの通用日数÷通用日数

◎紙式定期券の取扱いについて

改定前の定期券は改定以降も、券面の有効期間まではそのままご利用いただけます。

運賃改定に関する詳細は 東武バスホームページをご覧ください。 http://www.tobu-bus.com

東武バスセントラル株式会社 東武バスウエスト株式会社 東武バスイースト株式会社